

第6章 労使関係・労働相談

市内の労働組合は 386 組合、組合員は 120,351 人
神奈川県かながわ労働センター川崎支所の資料から

神奈川県かながわ労働センター川崎支所の調査結果によると、平成 28 (2016) 年 6 月 30 日現在、市内の労働組合員数は 120,351 人となっている。

1 労働組合の組織状況

- ① 平成 28 (2016) 年 6 月 30 日現在の労働組合数は、前年同時期と比べて 11 組合減少し、386 組合となっている。(2-6-1 表)
- ② 労働組合員数をみると前年度と比べて、1,205 人 (1.0%) 増の 120,351 人となっている。(2-6-1 表)
- ③ 男女別にみると、前年度と比べて、男性組合員は 25 人の減少、女性は 1,230 人の増加となっているが、男女別割合では男性が約 8 割を占めている。(2-6-1 表)
- ④ 産業別にみると、組合数は「製造業」が 117 組合で最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が 98 組合、「卸売業、小売業」が 33 組合と続いている。組合員数は「製造業」が 57,228 人で全体の約半数を占めており、次いで「建設業」が 13,632 人、「情報通信業」が 8,863 人と続いている。(2-6-2 表)
- ⑤ 企業規模別にみると、1,000 人以上の規模が 151 組合、76,282 人で、組合数全体の 39.1%、組合員数の 63.4%を占めている。(2-6-2 表)

2-6-1 表 労働組合・組合員数の推移

(各年 6 月末現在)

区分	組合数		組合員数		うち男性		うち女性	
	実数	前年比	実数	前年比	人	構成比	人	構成比
		%	人	%	人	%	人	%
H24 (2012) 年度	400	▲2.4	112,395	▲5.6	88,211	78.5	24,184	21.5
H25 (2013) 年度	399	▲0.3	108,508	▲3.5	84,670	78.0	23,838	22.0
H26 (2014) 年度	403	1.0	117,745	8.5	92,489	78.6	25,256	21.4
H27 (2015) 年度	397	▲1.5	119,146	1.2	93,904	78.8	25,242	21.2
H28 (2016) 年度	386	▲2.8	120,351	1.0	93,879	78.0	26,472	22.0

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-2表 産業別・企業規模別労働組合数・組合員数

(H28(2016)年6月末現在)

区分	組合数		組合員数		うち男性 人	うち女性 人	平成27 (2015)年 組合数 組	
	実数	構成比	実数	構成比				
単位	組	%	人	%	人	人	組	
産業別	建設業	22	5.7	13,632	11.3	12,652	980	21
	製造業	117	30.3	57,228	47.6	49,017	8,211	124
	電気・ガス・水道業	8	2.1	1,703	1.4	1,462	241	8
	情報通信業	10	2.6	8,863	7.4	7,293	1,570	12
	運輸業、郵便業	98	25.4	7,077	5.9	6,436	641	100
	卸売業、小売業	33	8.5	6,364	5.3	2,758	3,606	31
	金融業、保険業	11	2.8	2,810	2.3	937	1,873	11
	不動産業、物品賃貸業	2	0.5	303	0.3	179	124	4
	学術研究、専門・技術サービス業	11	2.8	2,085	1.7	1,557	528	13
	宿泊業、飲食サービス業	0	0.0	0	0.0	0	0	-
	生活関連サービス業、娯楽業	4	1.0	370	0.3	194	176	4
	教育、学習支援業	11	2.8	4,133	3.4	2,048	2,085	12
	医療、福祉	24	6.2	1,713	1.4	437	1,276	23
	複合サービス事業	6	1.6	2,372	2.0	1,882	490	6
	サービス業	11	2.8	1,837	1.5	1,507	330	10
	公務	11	2.8	8,833	7.3	4,671	4,162	11
	分類不能	7	1.8	1,028	0.9	849	179	7
企業別規模	29人以下	10	2.6	93	0.1	75	18	12
	30～99人	37	9.6	1,011	0.8	914	97	39
	100～299人	75	19.4	4,938	4.1	4,254	684	75
	300～499人	37	9.6	3,528	2.9	2,907	621	39
	500～999人	31	8.0	8,012	6.7	6,236	1,776	30
	1,000人以上	151	39.1	76,282	63.4	60,125	16,157	155
	その他	25	6.5	12,564	10.4	11,815	749	27
	国公営	20	5.2	13,923	11.6	7,553	6,370	20
H28(2016)年度 総計	386	-	120,351	-	93,879	26,472	397	

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-3表 企業規模別パートタイム労働者の組織状況

(H28(2016)年6月末現在)

区分	組合数		組合員数		うち男性 (人)	うち女性 (人)	平成27 (2015)年 組合数
	実数(組)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)			
企業別規模	29人以下	0	0.0	0	0	0	0
	30～99人	X		X		X	X
	100～299人	4	8.3	62	1.3	21	41
	300～499人	X		X		X	X
	500～999人	5	10.4	105	2.3	50	55
	1,000人以上	30	62.5	4,182	90.3	1,080	3,102
	その他	3	6.3	46	1.0	4	42
	国公営	4	8.3	176	3.8	42	134
H28(2016)年度 総計	48	-	4,629	-	1,211	3,418	48

注:「X」は特定の組合情勢が判明される恐れがあるため公表できないもの。ただし、全体の数値の中には含まれている。

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

労働争議の発生件数は 3 件
市内の労働争議発生状況

平成 28（2016）年度の市内労働争議発生件数は 3 件であった。
行為参加人員は 977 名であった。

2 労働争議発生状況

(1)労働争議発生件数・参加人員

- ① 市内の労働争議発生件数は、平成 28（2016）年度は 3 件で、平成 27（2015）年度に引き続き二年連続の発生となった。（2-6-4 表）
- ② 労働争議発生件数を要求項目別にみると、一時金要求で 2 件、その他で 1 件であった。（2-6-4 表）
- ③ 行為参加の組合数は 3 組合で前年に比べて 3 倍となり、人数は 977 名で前年に比べて約 2.6 倍となった。（2-6-5 表）
- ④ 労働争議発生状況を産業別にみると、運輸業が 1 組合、790 名で、医療・福祉が 2 組合で 187 名であった。（2-6-6 表）

2-6-4 表 川崎市内の要求項目別労働争議発生件数

(単位:件)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
賃上げ要求	—	—	—	1	—
一時金要求	1	—	—	—	2
反合理化、統一行動、 労働時間短縮	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	1
合 計	1	—	—	1	3

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-5表 川崎市内の労働争議発生組合数、行為参加人員等の推移

区 分 (単位)	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度	H23 (2011) 年度	H24 (2012) 年度	H25 (2013) 年度	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度
組合数 (組)	1	-	-	1	-	-	1	3
行為参加人員 (人)	2	-	-	1	-	-	380	977
半日以上の罷業日数 (日)	-	-	-	-	-	-	1	2
労働損失日数 (日)	-	-	-	-	-	-	380	977
半日未満の罷業日数 (日)	1	-	-	1	-	-	-	2
時間外拒否 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
怠業日数 (日)	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-6表 川崎市内の産業別・規模別労働争議発生状況

区 分	組合数	行為参加 人員	半日以上の 罷業日数	労働損失 日数	半日未満の 罷業日数	時間外 拒否	怠業 日数	その他
産業別	建設業							
	製造業							
	電気・ガス・水道							
	情報通信業							
	運輸業	1	790	2	790			
	卸売・小売業							
	金融・保険業							
	不動産業							
	飲食店、宿泊業							
	医療、福祉	2	187		187	2		
	教育、学習支援業							
	複合サービス事業							
	公 務							
分類不能								
規模別	29人以下							
	30～99人							
	100～299人							
	300～499人							
	500～999人	1	790	2	790			
	1,000人以上	2	187		187	2		
H28 (2016) 年度 総計	3	977	2	977	2	-	-	-
H27 (2015) 年度 総計	1	380	1	380	-	-	-	-
H26 (2014) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	-
H25 (2013) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	-
H24 (2012) 年度 総計	1	1	-	-	1	-	-	-

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

不当労働行為の審査は全県で 78 件 神奈川県労働委員会年報から

平成 28 (2016) 年(1 月～12 月)の神奈川県全体の労働争議係属件数は 25 件であった。

不当労働行為の係属件数は 78 件であった。

3 神奈川県労働委員会の活動

(1)労働争議の調整

- ① 係属件数は 25 件で、前年に比べて 3 件減少している。うち新規取扱件数は 18 件で、前年からの繰越件数は 7 件である。(2-6-7 表)
- ② 開始手続きは、18 件のうち 14 件が「組合側の申請」で、4 件は「使用者側の申請」となっている。(2-6-7 表)
- ③ 産業別にみると、「建設・卸・小売・公務他」で 11 件、「運輸業、郵便業」で 3 件、「製造業」及び「サービス業」でそれぞれ 2 件となっている。(2-6-7 表)
- ④ 調整事項は 24 件中「経済的事項」は 8 件で、「非経済的事項」は 13 件となっている。(2-6-7 表)
- ⑤ 処理状況は「解決」11 件、「不調・打ち切り」4 件、「取下げ」1 件、「翌年への繰越」が 9 件であった。(以上はすべて全県分) (2-6-7 表)
- ⑥ 年報で市町村が非公表のため、川崎市内分は不明である。

(2)不当労働行為の審査

- ① 新規取扱件数は 29 件で、前年に比べて 6 件減少となっており、うち 28 件が「組合」の申立てである。(2-6-8 表)
- ② 産業別では、「その他」が 20 件、「製造業」が 5 件、「運輸業、郵便業」と「教育、学習支援業」がそれぞれ 2 件となっている。(2-6-8 表)
- ③ 係属件数は、新規取扱件数 29 件と前年からの繰越件数 49 件の計 78 件となり、処理状況は 78 件中 39 件が終結し、終結率は 50%となった。終結の内訳は「和解・取下げ」が 25 件、「命令・決定」が 14 件である。(すべて全県分) (2-6-8 表)。
- ④ 川崎市内分は 2-6-9 表のとおり、5 件となっている。

(3)再審査事件

川崎市内分は 2-6-10 表のとおり、1 件となっている。

(4)行政訴訟

川崎市内分は 2-6-11 表のとおり、1 件となっている。

2-6-7表 神奈川県労働委員会の労働争議の調整<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区分		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	
係属件数	新規取扱件数 ※	16	28	24	22	18	
	開始申請者	組合	16	27	24	18	14
		使用者	-	1	-	4	4
		双方	-	-	-	-	-
		職権	-	-	-	-	-
	産業別	製造業	3	6	2	2	2
		運輸業、郵便業	3	5	3	3	3
教育、学習支援業		2	3	2	3	-	
サービス業		3	7	4	2	2	
建設・卸・小売・公務他		5	7	13	12	11	
前年からの繰越		3	-	6	6	7	
合計		19	28	30	28	25	
終結件数	解決	12	13	15	11	11	
	不調・打ち切り	7	5	8	7	4	
	取下げ	-	4	1	3	1	
	合計	19	22	24	21	16	
翌年へ繰越		-	6	6	7	9	
調整事項合計		21	44	32	28	24	
経済的事項	賃金等	賃金増額	-	1	1	-	-
		一時金	1	2	-	1	-
		諸手当	1	-	4	1	-
		その他賃金関係	1	4	7	1	4
		退職一時金・年金	-	-	2	-	-
		解雇・休業手当	-	-	1	-	1
	給与以外の労働条件	1	2	1	5	3	
小計		4	9	16	8	8	
非経済的事項	経営人事	事業休廃止・縮小	-	1	-	-	-
		人員整理	-	-	1	-	-
		配置転換	1	3	-	-	1
		解雇	5	9	7	6	5
		その他の経営人事	2	3	-	4	2
	団交促進		2	4	1	2	1
	組合承認・同活動		5	9	4	5	2
その他		2	5	1	1	2	
小計		17	34	14	18	13	
労働協約	協約締結・同改定		-	-	-	-	1
	協約効力・解釈履行		-	1	2	2	2
	小計		-	1	2	2	3

注1:一件で複数の調整項目があるので、調整事項合計と取扱い件数は一致しない。

注2:※すべて「あっせん」。

注3:仲裁は昭和45(1970)年以降なし、調停は昭和61(1986)年以降なし。

資料出所:平成28年「神奈川県労働委員会年報」

2-6-8表 神奈川県労働委員会の不当労働行為の審査<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区 分		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	
係 属 件 数	新規取扱件数	42	42	39	35	29	
	申立人別	組合	41	40	38	35	28
		個人	-	-	-	-	1
		組合・個人	1	2	1	-	-
	産 業 別	製造業	14	13	9	5	5
		運輸業、郵便業	4	2	7	7	2
		教育、学習支援業	4	3	4	1	2
		その他	20	24	19	22	20
	労組法第7条 該当号別	第1号関係 ※	16	16	14	13	9
		第2号関係 ※	34	35	33	29	26
第3号関係 ※		21	16	20	18	14	
第4号関係 ※		1	1	1	1	-	
前年からの繰越件数		34	46	52	44	49	
合 計		76	88	91	79	78	
終 結 件 数	命 令 ・ 決 定	全部救済	3	5	3	2	5
		一部救済	3	6	4	5	6
		棄却	-	2	3	-	3
		却下	-	-	-	-	-
	小 計		6	13	10	7	14
	和 解 ・ 取 下 げ	関与和解	20	23	31	20	19
		無関与和解	3	-	4	-	5
		取下げ	1	-	2	3	1
	小 計		24	23	37	23	25
	移 送		-	-	-	-	-
終 結 計		30	36	47	30	39	
終 結 率		39%	41%	52%	38%	50%	
翌年度への繰越		46	52	44	49	39	

注1：終結率＝終結件数÷係属件数×100%

注2：※労組法第7条該当号別件数は、内訳中の該当号別件数を1号ないし4号に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

注3：※労組法第7条第1号関係：不利益取扱い

(ア)賃金・一時金・昇給等の差別 (イ)解雇(含解雇予告) (ウ)懲戒処分
(エ)出向、配転等 (オ)仕事の差別等 (カ)その他

注4：※労組法第7条第2号関係：団体交渉拒否

注5：※労組法第7条第3号関係：支配介入

(ア)不利益取扱いによる組合弱体化等 (イ)労働協約の無視、慣行の無視等 (ウ)ひぼう・中傷
(エ)組合脱退工作、組合加入妨害等 (オ)組合掲示物の掲示、ビラ配布妨害等 (カ)その他

注6：労組法第7条第4号関係：申立等に伴う不利益取扱い

資料出所：平成28年「神奈川県労働委員会年報」

2-6-9表 平成28(2016)年 不当労働行為事件(終結分) 一川崎市内分一

申立年月日	事件名	申立人	被申立人	請求する救済内容	終結年月・内容
26.7.10	A事件	労働組合	株式会社 (建設業)	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	28.11.9 無関与和解
27.6.4	B事件	労働組合	株式会社 (サービス業)	・誠実団交実施 ・一時金の団体交渉実施前に社内ホームページで一時金を不支給とする旨公表するなどの行為の禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	28.10.19 関与和解
27.9.8	C事件	労働組合	有限会社 (製造業)	・組合員への夏季賞与の支払い ・組合員に対する残業禁止命令の撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	28.3.8 関与和解
28.5.23	D事件	労働組合	公務	・誠実団交実施 ・解雇撤回 ・ポスト・ノーティス	28.11.14 関与和解
28.7.22	E事件	労働組合	公務	・誠実団交実施 ・解雇撤回 ・ポスト・ノーティス	28.11.14 関与和解

資料出所:平成28年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-10表 平成28(2016)年 再審査申立事件 一川崎市内分一

申立年月日	事件名	申立人	第7条 該当号	終結月日	終結事由	労働委員会	
						終結事由	終結月日
27.10.13	あかつき歯科	使	2	28.9.21	却下	全部救済	27.9.29

資料出所:平成28年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-11表 平成28(2016)年 再審関係行政訴訟事件 一川崎市内分一

事 件	初審(労委)	東京地裁	東京高裁	最 高 裁
ひまわりの会	25.3.12 全部救済	27.11.27 棄却	28.4.21 控訴棄却	28.9.29 28.9.29 上告棄却 上告不受理

資料出所:平成28年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

「労働条件」に関する相談が多い
平成 28（2016）年度の労働相談の状況

労働雇用部・中原区役所で実施した労働相談の相談件数は 963 件
街頭労働相談会（市内 4 か所、7 日）の相談件数は 486 件
弁護士労働相談会（毎月 1 回、12 日）の相談件数は 90 件

4 市内の労働相談の状況

- ① 平成 28(2016)年度に川崎市で実施した労働相談の件数は 1,539 件で、そのうち労働時間や休暇等の「労働条件」が 476 件、「雇用」が 158 件、「賃金未払」が 94 件、「解雇」が 130 件、「健保・年金」が 108 件などとなっており、前年度と比べると、全体では 492 件減少した。（2-6-15 表）
- ② 街頭労働相談会は、各種労働問題を抱えた勤労市民の立場にたち、相談者の便宜を図るため、直接的・即応的に対応できるよう駅周辺の立ち寄りやすい場所で相談会を開催し、併せて労働法などの資料配付により労働問題を未然に防止できるよう啓発することを目的として実施している。

また、平成 23 年度から労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じる弁護士労働相談会を毎月開催している。いずれも、神奈川県かながわ労働センター川崎支所との共催により実施している。

※平成 28（2016）年度実績

街頭労働相談会：市内 4 か所、7 日（JR 登戸駅多摩川口 1 日、JR 武蔵溝ノ口駅南北自由通路 2 日、多摩区役所 2 日、川崎ルフロン 2 日）

弁護士労働相談会：毎月 1 回、12 日（かながわ労働センター川崎支所 12 日）

2-6-12 表 市内労働相談件数の推移

区 分	健保 年金	労働 条件	賃金 未払	退職金	労災 通災	解雇	雇用	雇用 保険	その他	件数 計
平成 26 (2014) 年度	127	704	275	76	79	159	329	127	696	2,572
うち相談員労働相談	88	302	121	22	54	113	50	92	392	1,234
うち街頭労働相談	38	371	135	41	25	27	276	32	277	1,222
うち弁護士労働相談	1	31	19	13	0	19	3	3	27	116
平成 27 (2015) 年度	125	672	142	38	77	128	167	103	579	2,031
うち相談員労働相談	97	342	111	35	63	99	66	84	398	1,295
うち街頭労働相談	26	282	20	2	10	15	101	16	155	627
うち弁護士労働相談	2	48	11	1	4	14	0	3	26	109
平成 28 (2016) 年度	108	476	94	18	43	130	158	63	449	1,539
うち相談員労働相談	83	245	71	11	35	89	57	49	323	963
うち街頭労働相談	21	195	17	2	5	29	101	14	102	486
うち弁護士労働相談	4	36	6	5	3	12	0	0	24	90

真の「ゆとり・豊かさ」が実感できる社会の実現を
川崎労福協 第33回定期総会

川崎労働者福祉協議会（川崎労福協・舘克則会長）は、平成29年（2017年）11月16日に第33回定期総会を開催し、「人と暮らし、環境に優しい福祉社会」の実現に向けて、諸活動の推進に全力で取り組むことを確認した。

5 地域労働団体の活動

(1) 川崎労福協

- ① 川崎労福協は「川崎の地域に密着した、きめ細かく、幅広い勤労者の福祉活動の推進」を目指して、昭和60年（1985年）に結成された。その後、福祉事業に対する社会的役割の高まりと地区活動の充実に応えるため、平成8年（1996年）にブロック労福協（川崎中央・大師・田島・幸・中原・北部）を発足し、相互に連携した活動を展開している。
- ② 川崎労福協の第33回定期総会が、平成29年11月16日（水）に川崎市立労働会館で開催された。主催者を代表して小原会長より「川崎労福協では、『人と暮らし、環境に優しい福祉社会』を目指した取組として、市民と働く者のフェスタや各種セミナーをはじめ、福祉団体と連携した取組、障がい者支援活動、福祉施設への寄贈活動などを積極的に行ってまいりました。また、子ども食堂をはじめとした福祉関連施設の視察を行うなど、新たな活動にも取り組んでまいりました。2018年度の活動方針における主な取組としましては、県労福協が参画している『フードバンク・フードドライブ』について、関係団体・組織と連携を図り、積極的に参画していきたいと考えております。また、横浜労福協との連携におきましては、これまで行ってきた社会貢献活動に加えて、組合活動に役立つセミナーを共同で開催する予定でございます。さらに、会報『ろうふく』の発行頻度を年6回に増やし、広報宣伝活動を強化してまいります。引き続き皆様の御理解・御協力をお願いいたします。」と挨拶があった。

【平成30年度役員体制】

役職名	氏名	単組名	役職名	氏名	単組名
会長	小原 洋	東芝労働組合小向支部 MC分会	副会長 (地区ブロック長)	田中 晴幸	日本ゼオン労働組合 川崎支部
副会長	上野 智行	川崎市職員労働組合	〃	高橋 修	JFEスチール京浜関連 労働組合協議会
〃	石塚 雅次	日本鋼管病院労働組合	〃	林 聖	NTT労働組合川崎分会
〃	舘 克則	川崎地域連合	〃	木村 敬介	エクサ労働組合
〃	浅賀 道夫	中央労働金庫川崎支店	〃	山川 穰	三菱ふそう労働組合 本社支部
〃	山崎 剣士郎	全労済神奈川県本部	〃	萩原 善幸	電元社トーア労働組合
事務局長	成田 仁	川崎労働者福祉協議会			

「働くことを軸とする安心社会」に向けて
川崎地域連合 第 27 回定期総会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合（川崎地域連合・綱島和彦議長）は、平成 29 年（2017 年）11 月 16 日に第 27 回年次総会を開き、すべての働く者が連帯でき、国民の共感を得ることができる運動を展開し、「働くことを軸とする安心社会」を実現することを確認した。

(2) 川崎地域連合

- ① 川崎地域連合は平成 3 年（1991 年）に結成された。「地域に根ざした連合運動」をめざして、川崎市内最大のローカルユニオンセンターとしての役割と責任を果たしており、働く者の生活を守る取組、住みよいまちづくりに向けた政策活動、各種イベントの開催など、市民に開かれた活動を行っている。また、川崎地域連合のもとに 6 つの地区連合があり、地域に密着した活動を推進している。
- ② 川崎地域連合の第 27 回定期総会が、平成 29 年 11 月 16 日（水）に川崎市立労働会館で開催された。

主催者を代表して綱島議長から「今日の日本社会では、様々な事象を『市場の原理』や『自己の責任』だけで解決すべきとの風潮がありますが、労働組合としては、労働者が一日の多くを過ごす『職場』において、仕事の『おもしろさ』、『やりがい』、『達成感』を実感できるよう、諸条件や環境を整えることを追求することが求められています。そして、すべての国民が支え合う『連帯・信頼の社会』を作っていかなければなりません。川崎地域連合の力の源泉は、各組織・組合員の声を大切にした『団結』です。私たちが『やるべきこと・できること』は、相互理解と信頼をさらに深め、組織・企業・産業という枠を越えて、『その運動は何故提起されたのか』、『その取組は職場や地域社会にどのような意義を持つのか』を皆で共有した上で、より多くの組織・組合員が結集し、一体感をもって行動することです。各組織・組合員の皆さんの力が、今まで以上に遺憾なく発揮されますことを切に願います。」と挨拶があった。また、今総会において役員の改選が行われ、綱島議長が退任し、新たに藤吉誠一郎氏が議長に就任した。

【平成 30 年度役員体制】

役職名	氏名	産別名	役職名	氏名	産別名
議長	藤吉 誠一郎	J A M	副議長(地区議長)	古川 晃	フード連合
議長代行	門倉 慎児	神教協	〃	鈴木 千秋	基幹労連
副議長	根本 裕之	自動車総連	〃	佐藤 庄信	基幹労連
〃	野坂 智也	自治労	〃	小山 國正	私鉄総連
〃	渡部 堅三	基幹労連	〃	竹内 順哉	電機連合
事務局長	舘 克則	電機連合	〃	平野 悟	自治労

川崎労働組合総連合 第 28 回定期大会

川崎労働組合総連合（川崎労連・菅野明議長）は、平成 29 年（2017 年）9 月 30 日、第 28 回定期大会を開催した。

(3) 川崎労連

川崎労連は、平成 29 年 9 月 30 日に川崎市教育文化会館で第 28 回定期大会を開き、活動経過、運動方針、予算等を採択した。

【活動方針】

- ・ 情勢から求められる運動の強化の方向性（賃金引上げ・格差解消・子育て支援等）
- ・ 反核・反戦、平和・民主主義を守る運動
- ・ 労働組合の存在意義と地域の役割を果たす運動
- ・ 組織の拡大強化

【川崎労連平成 30 年度役員体制】

役職名	氏名	出身労組
議長	菅野 明	川崎医療生協労組
副議長	大貫 春男	全川崎地域労組
〃	塚原 信介	年金者組合川崎支部協議会
〃	横田 和彦	神奈川土建川崎支部協議会
事務局長	長島 進一	川崎労連

第 88 回メーデー

(4) メーデー

- ① 平成 29 年 4 月 29 日、富士通スタジアム川崎において「第 88 回メーデー川崎地区大会」が開催され、55 団体 6,500 人（主催者発表）が参加した。今回のスローガンとして、「長時間労働の撲滅、ディーセント・ワークの実現、今こそ 底上げ、底支え、格差是正の実現に向け、勤労者と市民の力を結集しよう！」が掲げられた。

メーデー宣言では「長時間労働や過重労働の是正に向けて、一人ひとりが働き甲斐を感じながら健やかに働き続ける社会を作るため、歩みを進めなければならない。『働くことを軸とする安心社会』を実現するため、本メーデーを契機に、川崎に働くすべての者が結集し、職場・地域から行動する」と確認された。

- ② 平成 29 年 5 月 1 日、富士見公園市民広場において「第 88 回川崎メーデー」が開催され、50 団体、1,000 人（主催者発表）が参加した。今回のスローガンとして、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義・中立の日本をめざそう」が掲げられた。